

静岡県希少野生動植物保護基本方針

この基本方針は、静岡県希少野生動植物保護条例(平成 22 年静岡県条例第 37 号。以下「条例」という。)第 7 条第 1 項の規定により、希少野生動植物の保護を図るための基本的な事項を知事が定めるものです。

目 次

- 第 1 希少野生動植物の保護に関する基本構想
- 第 2 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項
- 第 3 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の個体の取扱いに関する基本的な事項
- 第 4 指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
- 第 5 保護回復事業に関する基本的な事項
- 第 6 その他希少野生動植物の保護に関する重要事項

第 1 希少野生動植物の保護に関する基本構想

1 生物多様性の保全の重要性

この地球の環境とそれを支える生物多様性は、人間も含む多様な生命の長い歴史の中で創られたかけがえのないものであり、全ての生命及び人間の暮らしを支える不可欠な存在である。

また、生物多様性には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という 3 つのレベルでの多様性があり、中でも種は野生動植物の世界における基本単位であり、その保全はきわめて重要である。

本県は、霊峰富士を始め、氷河期の遺存種である高山植物が生育する南アルプス、天城連山と複雑な海岸線を有する伊豆半島、汽水湖の浜名湖など変化に富んだ美しい自然に恵まれ、生物多様性に関して国内でも有数の県といわれている。

しかし、人間活動や開発、里地里山環境の変化及び外来生物の影響等により多くの種が絶滅又は絶滅の危機に瀕しており、平成 16 年 3 月に作成された静岡県版レッドデータブックでは、県内に生息又は生育が確認されている野生動植物約 1 万種のうち、約 5%にあたる 543 種が絶滅のおそれのある種(絶滅危惧種)とされている。

地域における種の絶滅は、野生動植物の多様性を低下させ、生態系のバランスを

変化させるおそれがあるばかりでなく、人間が受けることができる様々な恩恵を永久に消失させることから、本県の現在と将来の豊かな生活環境を維持するために、人為の影響による野生動植物の種の絶滅の防止に緊急に取り組むことが求められている。

2 保護の基本的な考え方

以上のような認識に立ち、「静岡県版レッドデータブック」に掲載されている希少野生動植物の保護施策を推進するに当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- (1) 野生動植物を圧迫している主な要因は、過度の捕獲・採取、人間の生活域の拡大、外来種及び増え過ぎた一部の野生動植物種の影響等による生息・生育地の消滅又は生息・生育環境の悪化等であり、希少野生動植物の保護を図るためには、これらの状況を改善することが必要である。

このため、生物学的知見に基づき、特に保護を図る必要がある希少野生動植物を指定し、その個体の捕獲・採取を規制するとともに、必要に応じて、個体の譲渡し等の監視、生息地又は生育地(以下「生息地等」という。)における行為の規制等の措置を講ずる。

- (2) 希少野生動植物を絶滅の危機から救うためには、圧迫要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の生息又は生育に適した条件を積極的に整備し、個体数の維持・回復を図ることも必要となる。

このため、その生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、生息地等の維持・再生又は必要に応じて自然繁殖が困難な場合の人工増殖等の事業を推進する。

- (3) 希少野生動植物の保護のためには、生息地等の状況を定期的に把握し、科学的データを基に必要な施策を推進することが重要であり、そのために必要な各種の調査研究を積極的に推進する。

- (4) 以上の施策は県、市町、民間団体及び事業者を含むすべての県民の連携と協力のもと、各主体がそれぞれの役割に応じて、自主的かつ積極的に希少野生動植物の保護や生息・生育環境の保全の取組を行うことが必要である。

このため、希少野生動植物の保護の重要性に対する県民等の理解を深めるための普及啓発の推進及び必要な情報提供に努めるとともに、県民等と行政との協働が円滑に進められる体制づくりを推進する。

なお、これらの施策は、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、農林水産業を営む者等住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、及び県土の保全その他の公益との調和を図りつつ推進するものとする。

第2 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項

1 指定希少野生動植物の選定等

- (1) 指定希少野生動植物については、その県内における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種〈注1〉又は変種〈注2〉がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）又は地域個体群（地域的に孤立した個体群を言う。以下同じ。）で、次のいずれかに該当するもののうちから選定する。

〈注1〉 亜種

同じ種でも分布する地域により色や形、生態などの遺伝的形質に違いがみられ、地域間で異なる集団と認められる場合、これらを「亜種」という（例えば、ニホンザルという種に対して、ヤクシマザルは亜種）

〈注2〉 変種

国のレッドデータブックにおいて、植物について用いられている用語であり、亜種と品種の間に位置する分類群である。基本的には同じ種の他の個体と同じだが、複数の形質において他と区別できる個体をいう。

- ア 個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情があるもの
- イ 県内の重要な生息地等が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情があるもの
- ウ 県内の生息地等の生息・生育環境が著しく悪化しつつあることにより、その存続に支障を来す事情があるもの
- エ 生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情があるもの
- オ 外来種による生態的競争、捕食、遺伝的攪乱その他の理由により、その存続に支障を来す事情があるもの
- カ 上記アからオのほか、その存続に支障を来す特別な事情があるもの
- (2) 指定希少野生動植物の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。
- ア 外来種及び本県にごくまれにしか渡来又は回遊しないものは選定しないこと
- イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有するものを選定すること
- ウ 県内において保護活動が現に行われ又は行われようとしているものを優先的に選定すること
- エ 商品価値が高く捕獲・採取の対象となりやすいものなど規制措置により効果的に保護対策が図られるものを優先的に選定すること

オ わが国における主要な生息地等が県内に存し、本県におけるその種の絶滅又は衰退がわが国におけるその種の絶滅又は衰退となるものなど、本県の自然環境の特性を象徴するようなものを優先的に選定すること

カ 他法令により十分な個体の保護がなされている種は、生息地等保護区の指定又は保護回復事業の実施により保護対策が効果的に実施されるものを選定すること

2 特定希少野生動植物の選定

特定希少野生動植物については、指定希少野生動植物のうち、個体の保護を図る上で、繁殖させた個体を有償又は無償にかかわらず譲渡し又は譲受ける行為を監視する必要があるものを選定する。

第3 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の個体の取扱いに関する基本的な事項

1 個体の範囲

条例に基づく規制の対象は、指定希少野生動植物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）とする。

なお、条例第11条第2項における譲渡し等の禁止の対象となる個体の加工品は、当該指定希少野生動植物を容易に識別することができるものとする。

2 個体の取扱いに関する規制

(1) 捕獲等の規制

ア 指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）については、希少野生動植物の保護の重要性にかんがみ、学術研究若しくは繁殖の目的その他保護に資する目的で行うものとして知事の許可を受けた場合又は災害の復旧など人の生命若しくは身体の保護などのやむを得ない事由がある場合を除き、原則として、これを禁止する。

イ 指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等の許可は、学術研究又は繁殖の目的のほか、教育の目的、指定希少野生動植物の個体の生息・生育状況の調査その他指定希少野生動植物の保護に資すると認められる目的で行うものを除き、原則として許可しないものとする。

なお、捕獲等をした個体は、その捕獲等の目的に応じて適切に取り扱うものとし、必要に応じてその個体が生きている間は許可を受けた者に対して報告を求める等、個体の取扱い状況の把握に努めるものとする。

(2) 事業等の規制

特定希少野生動植物については、その生きている個体の譲渡又は引渡しの業務を伴う事業（特定希少野生動植物事業）を行おうとする者に対し、届出等を求めることとする。

(3) その他の個体の取扱いに関する事項

指定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者は、希少野生動植物の保護の重要性にかんがみ、その生息・生育の条件を維持するなど指定希少野生動植物の保護に配慮した適切な取扱いをするよう努めるものとする。

第4 指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

希少野生動植物の保護の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保証することである。

このような見地から、指定希少野生動植物の保護のため、その個体の生息・生育環境の保全を図る必要があると認めるときは、生息地等保護区を指定する。

1 生息地等保護区の指定方針

(1) 指定の方法

生息地等保護区は、個々の指定希少野生動植物ごとに指定する。

(2) 選定方針

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性、その生息・生育環境の状況及び生息地等としての規模について総合的に検討し、生息地等保護区として指定すべき生息地等を選定する。

また、生息地等が広域的に分散しているものにあつては、主な分布域ごとに生息地等保護区に指定するよう努めるものとする。

(3) 生息地等保護区の区域の範囲

生息地等保護区の区域は、指定希少野生動植物の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であつて、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息又は生育に支障が生じることを防止するために一体的に保護を図るべき区域とする。

なお、個体の生息地等の区域は、現にその指定希少野生動植物の個体が生息又は生育している区域とするが、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その指定希少野生動植物の個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。

また、区域の選定に当たっては、指定希少野生動植物の分布の連続性、生態的な特性等について、十分配慮するものとする。

2 管理地区の指定方針

(1) 指定に当たっての基本的考え方

管理地区については、生息地等保護区の中で、営巣地、産卵地、重要な採餌地等その指定希少野生動植物の個体の生息又は生育にとって特に重要な区域を管理地区に指定する。

(2) 管理地区において適用される各種の規制に係る区域等の指定の基本的考え方

ア 条例第 22 条第 4 項第 7 号の知事が指定する野生動植物については、食草など指定希少野生動植物の個体の生息又は生育にとって特に必要な野生動植物を指定する。

イ 条例第 22 条第 4 項第 8 号の知事が指定する湖沼又は湿原については、新たな汚水又は廃水の流入により、指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障が生じるおそれがある湖沼又は湿原を指定する。

ウ 条例第 22 条第 4 項第 9 号の知事が指定する区域については、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸により、指定希少野生動植物の個体が損傷を受けるなど現に指定希少野生動植物の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定する。

エ 条例第 22 条第 4 項第 10 号から第 14 号までの行為を規制する区域として知事が指定する区域については、これらの行為により、現に指定希少野生動植物の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定し、その区域ごとに知事が指定する期間については、これらの行為による指定希少野生動植物の個体の生息又は生育への影響を防止するために繁殖期間など必要最小限の期間を指定する。

オ 条例第 22 条第 4 項第 11 号の知事が指定する動植物については、現に指定希少野生動植物の個体を捕食し、餌若しくは生息・生育の場所を奪うことにより圧迫し、若しくは指定希少野生動植物との交雑を進行させている動植物又はそれらのおそれがある動植物を指定する。

カ 条例第 22 条第 4 項第 12 号の知事が指定する物質については、現に指定希少野生動植物の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息・生育環境を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を指定する。

キ 条例第 22 条第 4 項第 14 号の知事が定める方法については、生息・生育環境をかく乱し、繁殖・育すう行動を妨害する等、現に指定希少野生動植物の個体の生息若しくは生育に支障を及ぼしている方法又はそのおそれがある方法を定める。

3 立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、管理地区の区域のうち、指定希少野生動植物の個体の生息・生育環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を指定する。

なお、立入りを制限する期間は、指定希少野生動植物の個体の繁殖期間など必要最小限の期間とする。

4 生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針

生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針においては、指定希少野生動植物の個体の生息・生育及び個体群の存続のために確保すべき条件とその維持のための環境管理の指針などを明らかにするものとする。

5 生息地等保護区等の指定に当たって留意すべき事項

生息地等保護区、管理地区及び立入制限地区等の指定に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林水産業を営む者等県民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、地域の理解と協力が得られるよう適切に対処するものとする。

また、県土の保全その他の公益との調整を図りつつ、その指定を行うものとする。この際、土地利用に関する計画との適合及び国土開発に係る諸計画との調整を図りつつ、指定を行うものとする。

第5 保護回復事業に関する基本的な事項

1 保護回復事業の対象

保護回復事業は、指定希少野生動植物のうち、その個体数の維持・回復を図るためにはその指定希少野生動植物を圧迫している要因を除去し、又は軽減するだけでなく、地域の生態系の保護保全を前提として、その個体の繁殖の促進、その生息地等の維持・再生等の事業を推進することが必要なものを対象として実施するものとする。

2 保護回復事業計画の内容

保護回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業の目標、区域、内容等事業推進の基本的方針を指定希少野生動植物ごとに明らかにした保護回復事業計画を定めるものとする。

当該計画においては、事業の目標として、維持・回復すべき個体数の水準及び生息地等の条件等を、また、事業の内容として、採餌・営巣条件の改善、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入等の個体の繁殖の促進のための事業、森林、草地、

水辺等の生息地等における生息・生育環境の維持・再生等の事業を定めるものとする。

3 保護回復事業の進め方

保護回復事業計画に基づく保護回復事業は、国、県、市町、地域で野生動植物の保護活動を行っている意欲的な民間団体及びNPO等の幅広い主体によって推進することとし、その実施に当たっては、対象となる指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、期間を定めて計画的に取り組むよう努めるものとする。

また、対象となる指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、生息又は生育の状況の動向に応じて事業内容を見直すとともに、生息又は生育の条件の把握、飼育・繁殖技術、生息・生育環境の管理手法等の調査研究を推進する。

第6 その他希少野生動植物の保護に関する重要事項

1 外来種に関する施策

外来種は、その地域固有の生態系、特に生息・生育基盤が脆弱な絶滅のおそれのある野生動植物に大きな影響を与えることから、県は、指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものについて、当該外来種の生息・生育状況、指定希少野生動植物の個体等に支障を及ぼす程度その他必要な事項を調査し、保護に関し必要な対策を講ずるものとする。

2 希少野生動植物の保護施策の推進

(1) 国及び他の地方公共団体との協力

希少野生動植物の保護施策の推進に当たっては、県内の市町との連携はもとより、国及び他の都道府県との協力等を積極的に行うものとする。

(2) 県民等の理解と自発的な活動の促進

希少野生動植物の保護施策の実効性を確保していくためには、県民等の理解と協力が不可欠であることから、県は、希少野生動植物の現状や保護の重要性について、広報活動や環境教育を通じて県民等の理解の促進が図られるよう普及啓発活動を積極的に推進する。

また、事業者若しくは県民又はこれらの者が組織する団体が行う希少野生動植物の自発的な保護活動を促進するために必要な技術的支援などの措置を講ずるものとする。

(3) 調査研究及び情報提供の推進

希少野生動植物の保護施策を的確かつ効果的に実施するためには、生物学的知見を基盤とした科学的判断が重要であることから、県は、野生動植物の生息・生育状況、生息地等の状況のモニタリング調査のほか、分布、生態、保護管理手法その他施策の実施に必要な各分野の調査研究を、学術研究者や希少野生動植物保護監視員などの協力を得て推進する。

また、土地所有者や事業者が各種土地利用や事業活動の実施に際し、希少野生動植物の保護のための適切な配慮を講ずることができるよう、調査研究等により得られた希少野生動植物の現状に関する情報の適切な提供に努めるものとする。